

第3回 地方法人課税のあり方等に関する検討会
議事次第

平成24年11月27日(火)
10:00～12:00
合同庁舎2号館7階 省議室

1 開会

2 議事

「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」の
ヒアリング

持田信樹 東京大学大学院経済学研究科教授

森信茂樹 中央大学法科大学院教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

3 閉会

配布資料

(資料1)第2回検討会議事概要

第2回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成24年10月23日(火) 14時～16時
- 2 場所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、木内委員、佐藤委員、中村委員、松本委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、吉村委員、汐見委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 各都道府県の税財源の状況について
 - (2) 地方法人課税の概要について
 - (3) 地方消費税の清算基準について
 - (4) 自由討議
 - (5) 第3回検討会以降のヒアリングについて
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省より各都道府県の税財源の状況や、地方法人課税の概要、地方消費税の清算基準について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。
 - 第3回以降の検討会については、多様な分野の方からヒアリングを行うこととされた。

(以下、質疑及び自由討議)

 - 地方法人特別税・譲与税を導入した際、地方財政計画において歳出計上した地方再生対策費は、市町村にも配分があった。これを踏まえると、この機会に法人住民税の市町村分の見直しも視野に入れておかないといけない。
 - どのような評価軸で偏在性を捉えていくのか、議論する必要がある。また、分割基準の見直しにおいて示されたように、産業構造や人口構成等の変化に伴い各地域の企業活動がダイナミックに変化するという視点が必要と思う。専門家のご意見を伺いたい。

- 地方消費税増税後は、東京都以外の道府県間の偏在はある程度是正できるだろうが、東京都と他の道府県とでは、やはり格差が残る。地方消費税と交付税が併せて1.54%分来るので多少格差があってもよいという判断になるのかがポイント。実際には1.54%がそのまま地方に来ないので、それも併せて考えたときにどうなるか。
- 付加価値割の割合の拡大により、ある程度の偏在是正の効果が期待できるのであれば、大法人について行うことと併せて、外形標準課税を資本金1億円以下の法人にも拡大していくと、ある程度是正ができる可能性があるか。ただ偏在是正の効果がどれだけ大きいのか、現時点で推測が難しい。
- 付加価値割では、利潤に支払利子から受取利子を差し引いた純支払利子等を加算することとされているが、自己資本を資産運用、財務運用をした会社が有利になる。これは活動量を測る趣旨を減殺する。
- 偏在是正について、これまでの改正の際には、一人当たりの歳出を考える、歳入歳出を含めてトータルに考える、なるべく現状に近づけて改革をしていくという、異なる3つの観点のうち、どれが重視されたのか。それを分析したら今後の議論が詰まってくるのではないか。また、都道府県分と市町村分とを分けて歳入歳出の均衡を考えるのと、合算で考えるのでは大分違う世界が見えてくる。
- 分割基準の影響を考えるには、所得割については、法人住民税と法人税との比較から何か見ることができないか。また、付加価値割については、変更前の分割基準による数値を見ることはできないか。
- 分割基準変更前後の数値を見るには個々の企業をベースに分析する必要があり、少なくとも網羅的に調べるのは困難。また、法人税は本店所在地だけで納税され、東京都に集中するため、都道府県別の法人税納税額は意味がないのではないか。(事務局)
- 原子力発電所が、人口の一番多い東京ではなく、過疎地に多く立地していることから見ても、水、電気、ゴミ処理などについて都市と地方とでお互いに助け合うことは大事であり、そういう意味で偏在是正はどうしても必要。地方法人特別税・譲与税は偏在是正に一定の効果があったので、なくすのであれば他の偏在是正措置を考えるべき。
- 外形標準課税について、導入した意義をもう少し深める形に変えて行く必要がある。また、偏在性はそもそも地方税が法人課税に依存していること自

体がその要因になっているので、法人課税の中で偏在を是正することは難しいが、付加価値割に振り替える割合を高めることで偏在度が低下するのであれば、やれることはやる必要があるのではないか。

- これだけ東京に一極集中すると、税だけで格差を是正しようとする税の原則がゆがむことにもなりかねない。偏在是正を、地方法人課税だけで行うのは難しく、交付税制度など全体を考えて検討すべき。
- 地方消費税は偏在性が少ないとは言っても、税というものはいろいろな税目の複合的な形で考えるべきであり、法人課税以外の特定の税目を中心にして考えるのはどうか。基幹的な税である法人課税を中心に是正を考えていくのが基本ではないか。
- 法人課税以外の税、譲与税、交付税、消費税の清算基準等も含め、法人課税という枠にとどまらず、ご議論いただきたい。(事務局)
- 国庫支出金の交付制限、譲与税の譲与基準については、どこかで議論をすべき。
- 社会保障財源の充実のために地方消費税率が引き上げられることとなったが、これを踏まえて、地方消費税の各自治体への配分に財政需要を反映すべきという意見もある。清算基準で税収と財政需要の食い違いを是正するのは無理筋だと思うが、消費譲与税だどこまで財政需要側を考慮できるのか。譲与税という制度本来の趣旨に照らして議論しておく必要がある。
- 譲与税の生成過程を考えれば、税収を徴収地に戻すのが原則。
- 「偏在」と「格差」という言葉は使い分けるべき。「格差即偏在是」との議論は疑問。
- 「偏在」といった場合には、単に税収が偏在しているかどうかだが、「格差」というと、需要面や歳出面を考慮しており、また違った話となる。なるべく偏在性の少ない税を地方税に持って行きたいとか、なるべく偏在性の少ない税として地方税を仕組もうというのが地方税の原則だが、このような使い方は税だけの話で「偏在」を言っているということではどうか。「格差」と言ったときは話に若干価値観が入ってくるか。

以上

地方法人税等のあり方

地方法人課税のあり方等に関する
検討会議 2012.11.27

東京大学経済学研究科
持田信樹

地方法人課税をめぐる状況

- 事業税における外形標準課税の導入
 - 応益税としての税の性格
- 頻繁な制度改正
 - 実効税率の引下げ:5回
 - 分割基準の見直し:2回
 - 地方法人特別税:平成21年度
- 制度改正の背景
 - 法人税の負担水準、偏在性、不安定性

租税競争

- 地方法人税の難点
 - 課税ベースの移動性
 - 水平的な外部性: 近隣窮乏的な租税競争
- 地方法人税の実態
 - 租税競争の兆し: 不均一課税、課税免除
 - 経済協力開発機構(OECD)の指摘
 - *Economic Surveys: Japan 2005*
 - 日本における租税競争の欠如

バード(R.Bird)教授の所説

- 地方法人課税が広範に普及した原因
 - 財産税に比べた税収調達力の高さ
 - 帰着の不明確さ、地域住民の負担回避
- 地方法人税への批判
 - 選別的な課税ベース、**企業立地の歪曲**
- 地方法人税をいかに改革するか
 - 地方企業課税の課税根拠は応益税
 - 「**課税ベースの広い一般応益課税**」

応益型地方法人税

- 課税ベースとしての「**所得型付加価値**」
 - 地方公共サービスの受益に見合う対価
 - 林宜嗣(2008) → 対企業サービス **15.9%**
 - 岩本・濱秋(2006)の実証 → **部分転嫁**
 - 特定生産要素への偏った課税の回避
 - Sullivan(1965), *The Tax on Value Added*
- 応益型地方法人税のメリット
 - 経済的中立性、税率が低い、安定性

外形標準課税の検証(1)

- 受益に応じた「**薄く広い税負担**」
 - 付加価値割と資本割の導入は十分評価できる
- 資本金1億円超の**大規模法人に対象限定**
 - 欠損法人の0.5%、1.3万社
- 対象法人でも、**外形基準の割合が低い**
 - 所得割が税収の76.5%
- **所得課税中心の法人事業税は、一部修正されたが、本質的な部分は変わっていない**
 - 2004年度の外形標準課税では不十分

「税研」持田論文

地方法人税の方向性

- **外形標準の導入**
 - シャウプ勧告以来の懸案の解決か
 - 事業税収入の確保(税込中立)か
- **外形基準の拡大に伴う業種間の税負担格差**
 - 総務省案(平成13年11月)では格差拡大
- **提案(「税研」持田論文)**
 - 地方法人特別譲与税の廃止(復元せず)
 - 代替財源として地方消費税の充実
 - 事業税本体の外形標準化

地方法人特別譲与税

- 「三位一体改革」の負の遺産

- 三位一体改革：税源移譲+交付税削減+補助金整理
 - 不交付団体：超過財源↑、交付団体：一般財源↓
- 超過財源を供出して、地方団体間の水平調整

- 問題点

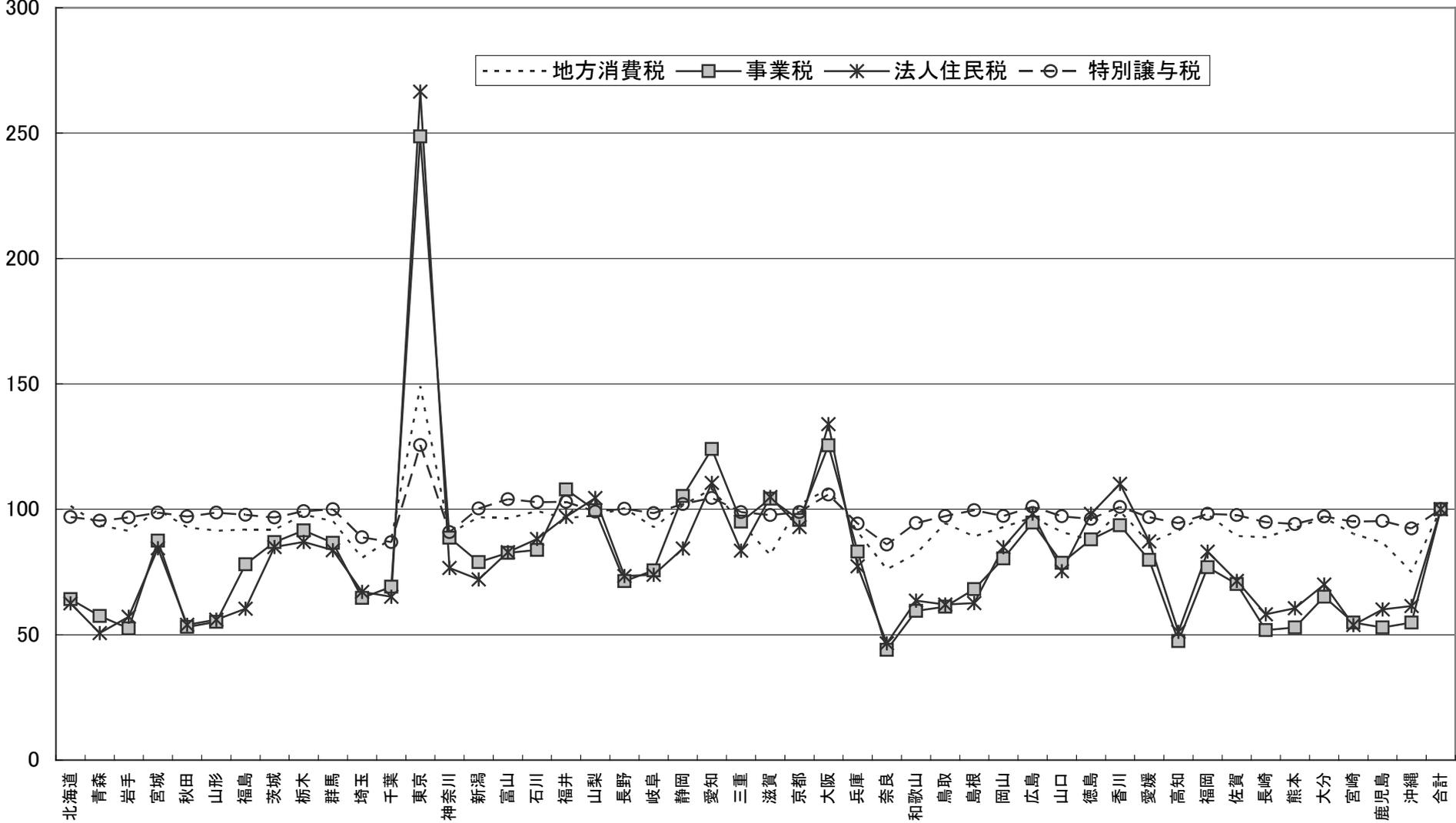
- 地方税の分割基準と財政調整の配分基準の混合
- 特別譲与税廃止→復元せず→交付税原資

第169回国会 参・総務委員会(H22.4.22)
第11号 参考人陳述より

地域的な偏在性

- 地域的な偏在性
 - 法人所得、財産所得 > 雇用所得、最終消費
- 外形標準課税の地域分布 
 - 「付加価値割」に占める給与総額○
 - 「資本割」の偏在性が高い×
- 改革前の事業税と比べて、地域的偏在性は高まる
 - 偏在性の少ない「付加価値割」を充実すべき

都道府県税(人口一人当たり、平均を100とする指数)



法人事業税

- 分割基準の見直し
 - 平成17年 事務所数と従業員数で分割
 - 最大/最小割合 8.6から6.5へ
 - 事業活動を反映する分割基準にはなっているか
- 地方法人特別譲与税
 - 平成21年 人口と従業者数で譲与
 - 一定の偏在是正効果あり
 - 課税権の配分基準と財政調整の混同

代替財源：地方消費税

- 原産地原則 例：ブラジル ICMS
- 仕向地原則
 - ○資源配分に中立、× 地方政府は境界税調整不可
- 境界税調整なき仕向地原則
 - 税額控除精算方式
 - 繰延べ支払い方式 例：EU、ケベック売上税（QST）
 - マクロ税収配分方式 例：カナダ協調売上税（HST）
- 地方消費税は、マクロ税収配分方式の簡易型

持田・堀場・望月(2010)『地方消費税の経済学』より

	A県	B県	
	A県	B県	取引域間の
取引1	移出 E^A	最終消費 C^B 	
取引2	最終消費 C^A 	移出 E^B	
①暫定税収額 (原産地原則)	$E^A \tau^A + (C^A \tau^A - E^B \tau^B)$ 移出の税額 最終消費の税額	$E^B \tau^B + (C^B \tau^B - E^A \tau^A)$ 移出の税額 最終消費の税額	方個別清算
②境界税調整額	$-E^A \tau^A + E^B \tau^B$ 移出免税 移入課税	$-E^B \tau^B + E^A \tau^A$ 移出免税 移入課税	
③最終的帰属 (仕向地原則) ③=①+②	$E^A \tau^A + (C^A \tau^A - E^B \tau^B)$ $-E^A \tau^A + E^B \tau^B$	$E^B \tau^B + (C^B \tau^B - E^A \tau^A)$ $-E^B \tau^B + E^A \tau^A$	
④マクロ税収配分 ④=③	整理 $C^A \tau^A$ 最終消費 × 税率	整理 $C^B \tau^B$ 最終消費 × 税率	配マ 分ク 方ロ 式税 収

マクロ税収配分のイメージ

A 均一税率

区分	地方消費税 の清算対象 額 a	消費に相 当する額 b	税率 c	b×cの シェア d	清算後の 額(48× d) e	差引 (支払 額)
A県	22	400	4%	0.33	16	-6
B県	8	500	4%	0.42	20	12
C県	18	300	4%	0.25	12	-6
計	48	1200	-	1	48	0

B 税率が異なる場合

区分	地方消費税 の清算対象 額 a	消費に相 当する額 b	税率 c	b×cの シェア d	清算後の 額(50× d) e	差引 (支払 額) f
A県	1	400	2%	0.16	8	7
B県	28	500	6%	0.60	30	2
C県	21	300	4%	0.24	12	-9
計	50	1200	-	1	50	0

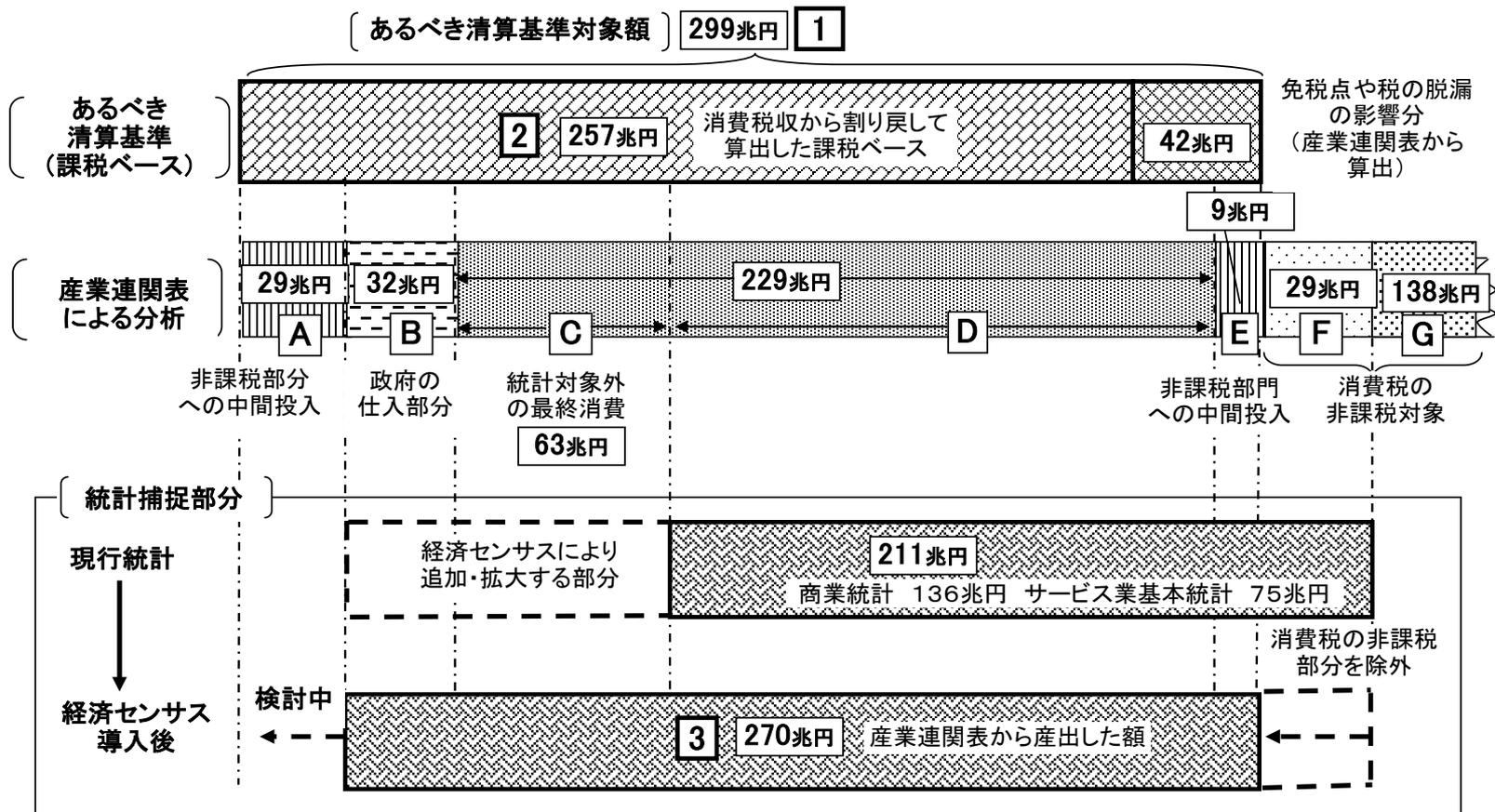
(注) 取引1: A県(100)⇒B県(150)⇒C県(300)

取引2: C県(200)⇒B県(250)⇒A県(400)

取引3: A県(300)⇒C県(400)⇒B県(500)

地方消費税の清算基準

産業連関表を用いた推計結果

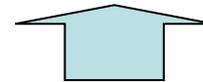


(出所)『地方消費税の充実に向けた諸問題に関する研究会報告書』

地方交付税

- 財源調整機能

- 一般財源 = 地方税 + (基準財政需要 - 0.75 × 地方税)
= 基準財政需要 + 0.25 × 地方税



交付税の財源調整対象外

- 偏在是正効果のジレンマ

- 留保財源率の引下げ ⇔ 地方団体の徴税インセンティブ
 - **一律**の留保財源率ではなく、**多様性**を検討すべき

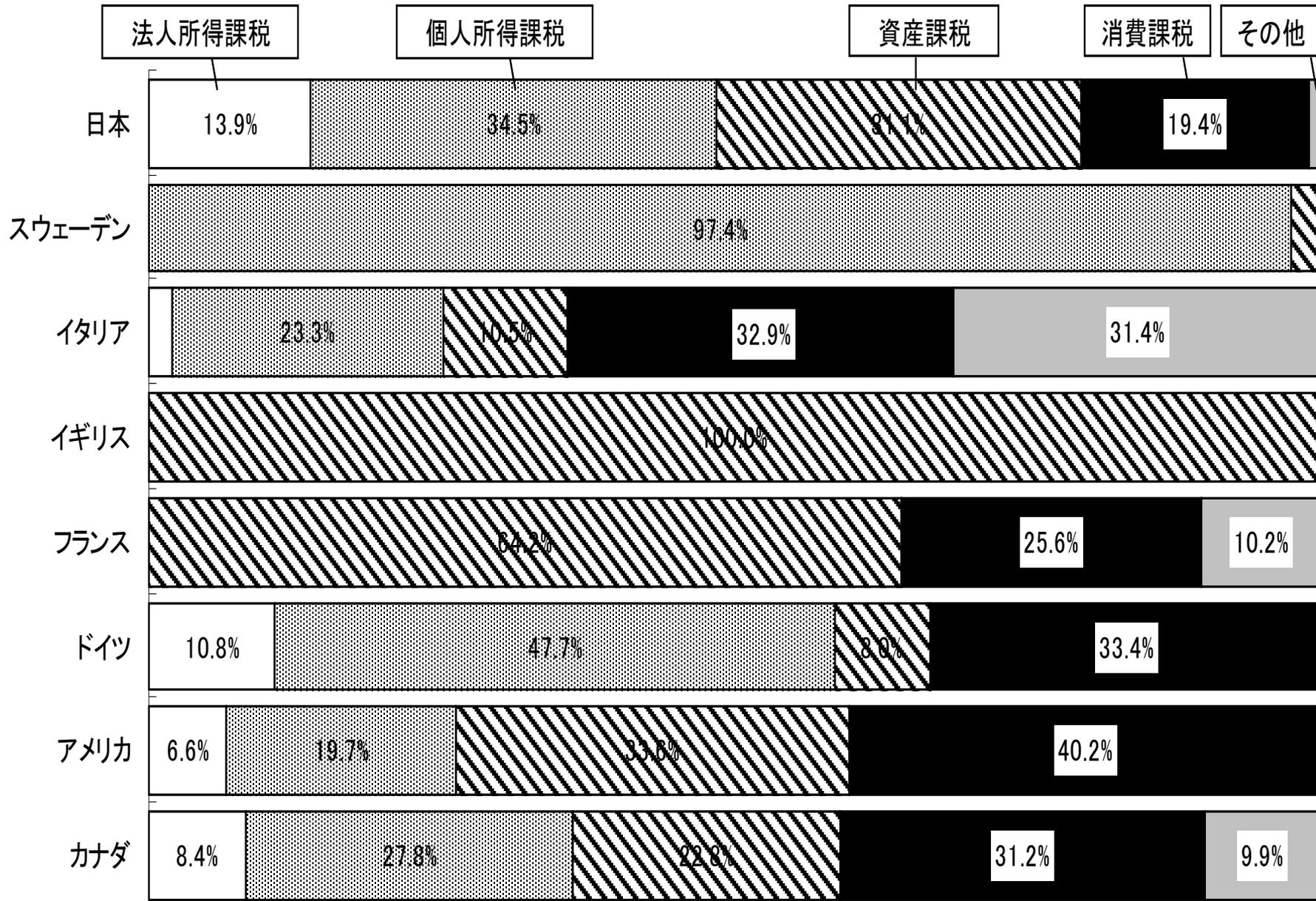
総務省・地方法人課税のあり方 等に関する検討会資料

平成24年11月27日

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

地方税収の構成割合の国際比較(2010年)



(注)ドイツ、アメリカ、カナダは州と市町村を合算した数値を使用。

(資料) OECD「Revenue Statistics 2010」

地方法人税改革の選択肢

選択肢	理由	課題
<p>1、法人2税全体（法人住民税均等割りを除く）を、個人住民税、固定資産税など地方税の負担増で置き換える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の問題は地方で知恵を絞って考えることが必要。地方税のあり方を根本的に検討し、安定的な税収をもたらす基幹税の強化や課税自主権の発揮も含めて検討し、その財源で事業税を廃止・縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税減税を住民税等の増税でまかなうことになり、地方首長や住民の理解が得られるか。
<p>2、法人2税（あるいは法人事業税）を、すべて外形標準課税に置き換える。外形標準課税の課税ベース拡大等の改革がセット。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業税は昭和25年のシャープ勧告以降、加算型付加価値税として位置づけられてきた。 ・ 税収が安定する。 ・ 応益税として赤字法人にも応分の負担を求めることができる。 ・ 所得課税の法人実効税率は引き下がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外形標準課税は、国境調整ができず効率の観点から問題がある ・ 課税ベースの拡大ができるか ・ 企業にとっては、それほど負担は変わらず、空洞化の防止となるか
<p>3、法人2税を国の法人税と統合（課税ベースも）、2税相当分を暫定的に交付税として客観基準で再分配（実質的な「水平的調整制度」）。将来的には、仕事の見直しとセットで消費税率のさらなる引き上げ、補助金・交付税の見直しなどで財源を確保しつつ税率の引き下げを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に対する税制を一本化することは、税制の簡素化につながり企業負担を減少させる。 ・ 将来的に、法人実効税率の引き下げが課題になる際、国として対処しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国にとっては、将来減税が求められる税目を引き取ることに難色を示す可能性が高い。 ・ 消費税率のさらなる引き上げが課題となる ・ 水平的調整が可能か

事業税の論点

2012. 11. 27

関西大学 林 宏昭

1. 検討すべき事項

- ・ 課税の規模
- ・ 課税ベース（納税者の範囲）
- ・ 都道府県間の配分

2. 応益性

- ・ 課税の根拠としての利益説
- ・ 負担配分における応益性
- ・ 府県間の配分における応益性

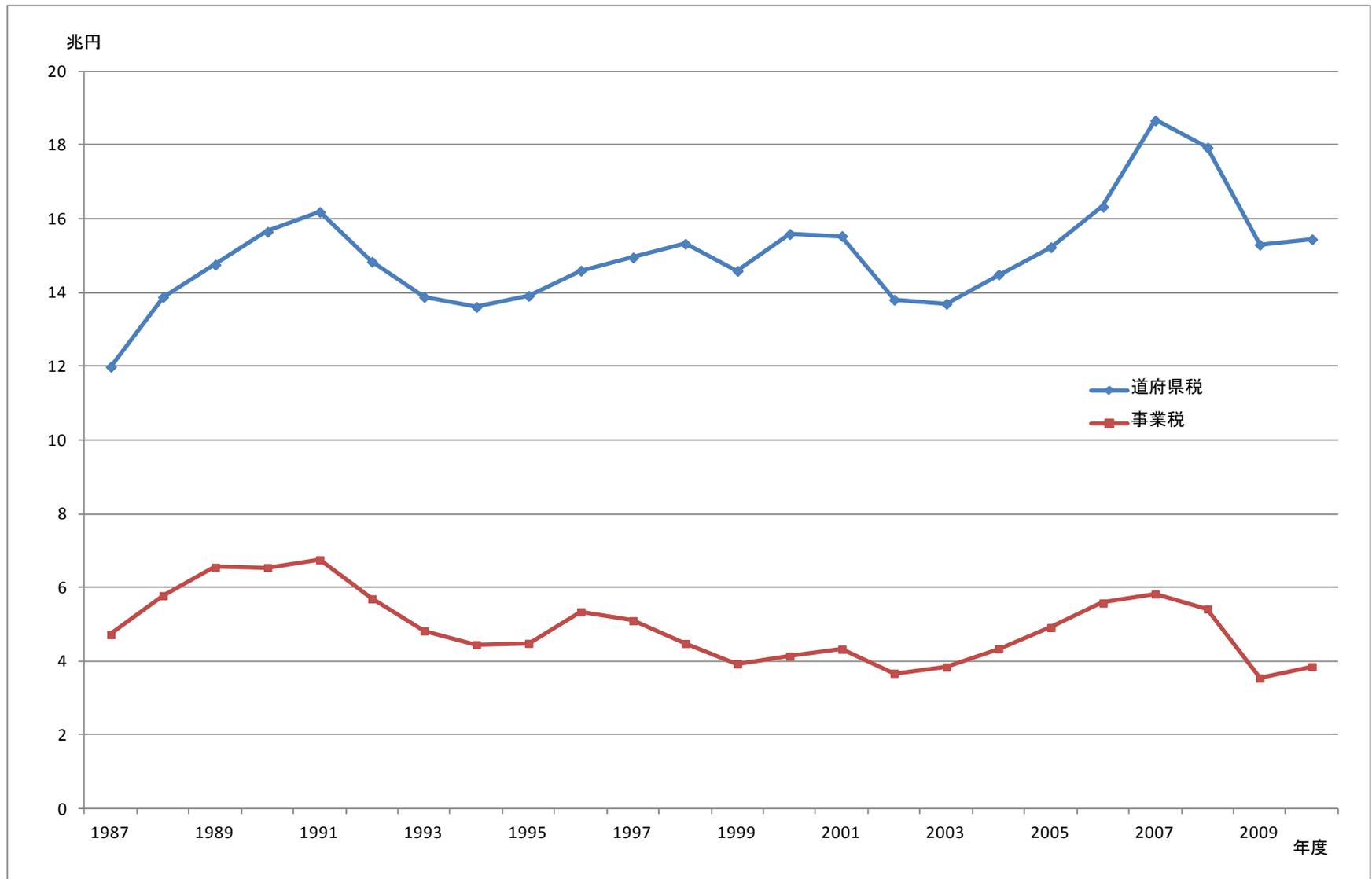
3. 課税ベースの選択

- ・ 外形標準の導入

4. 府県間の税収配分

- ・ 分割基準の選択
- ・ 県内法人の取扱い

図1 事業税収の推移



資料)『地方財政統計年報』。

注)2009,2010年度の道府県税および事業税の税収には、地方法人特別譲与税を含む。

表1 法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者の数	1/2を事務所の数 他の1/2を従業者の数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数とした	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2			証券業が追加された	1/2を事務所の数 1/2を従業者の数 ※本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止
製造業			資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2			資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については1.5倍	本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止		
鉄道業 軌道業	1/2を固定資産の価額 他の1/2を従業者の数	軌道の延長キロメートル数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額							
電気供給業					1/2を発電所の固定資産の価額 他の1/2を固定資産の価額	3/4を発電所の固定資産の価額 他の1/4を固定資産の価額			

出所)総務省『地方税制関係資料』(2012年6月)。

表2 1人当たり税収の変動係数(2008年度)

法人事業税	個人 道府県民税	法人 道府県民税	地方消費税	地方法人 特別譲与税
0.3183	0.2076	0.3342	0.1072	0.0610

資料)総務省『地方税に関する参考係数資料』および『地方財政統計年報』。

表3 事業税の課税対象普通法人数(事業年度数、2008年度)

外形対象外(資本金1億円以下)普通法人		
分割法人	本店分(a)	114,319
	他県本店分	210,223
非分割法人	(b)	2,392,564
合計	(a)+(b)	2,506,883
外形対象普通法人		
分割法人	本店分(a)	16,301
	他県本店分	110,333
非分割法人	(b)	13,419
合計	(a)+(b)	29,720

資料)『道府県税課税状況等の調』。

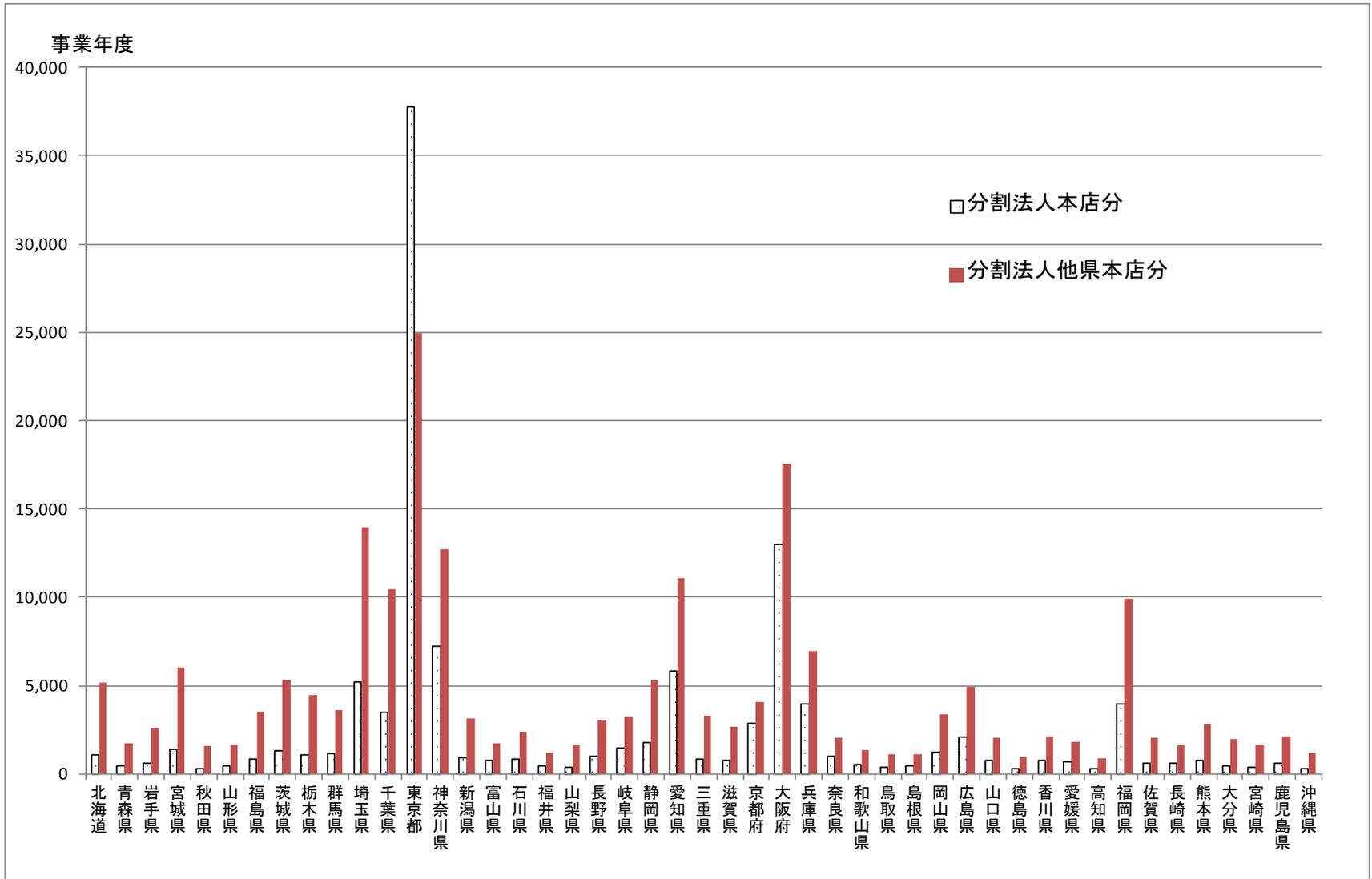
表4 事業税額(2008年度)

単位:億円

課税標準	外形対象以外の法人			外形対象法人			収入課税分	合計
	分割法人		県内法人	分割法人		県内法人		
	本県本店分	他県本店分		本県本店分	他県本店分			
所得	2,941	2,654	7,903	9,910	12,403	2,216		34,463
付加価値				1,992	2,781	424		5,196
資本金				874	1,109	351		2,334
収入金額							3,565	3,565
合計	2,941	2,654	7,903	12,776	16,292	2,992	3,565	49,123

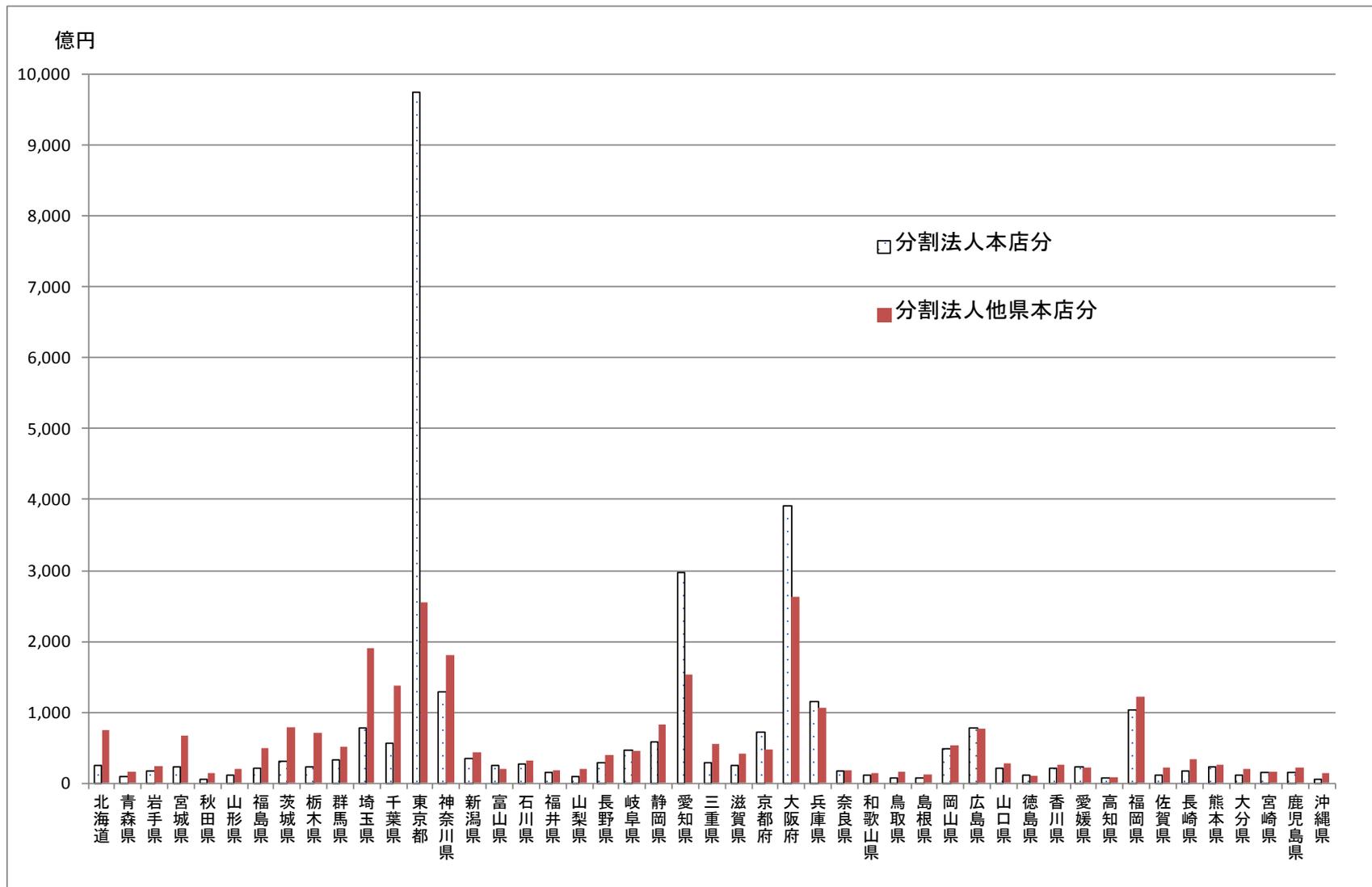
資料)表3と同じ。

図2 外形対象外分割法人の事業年度数(2008年度)



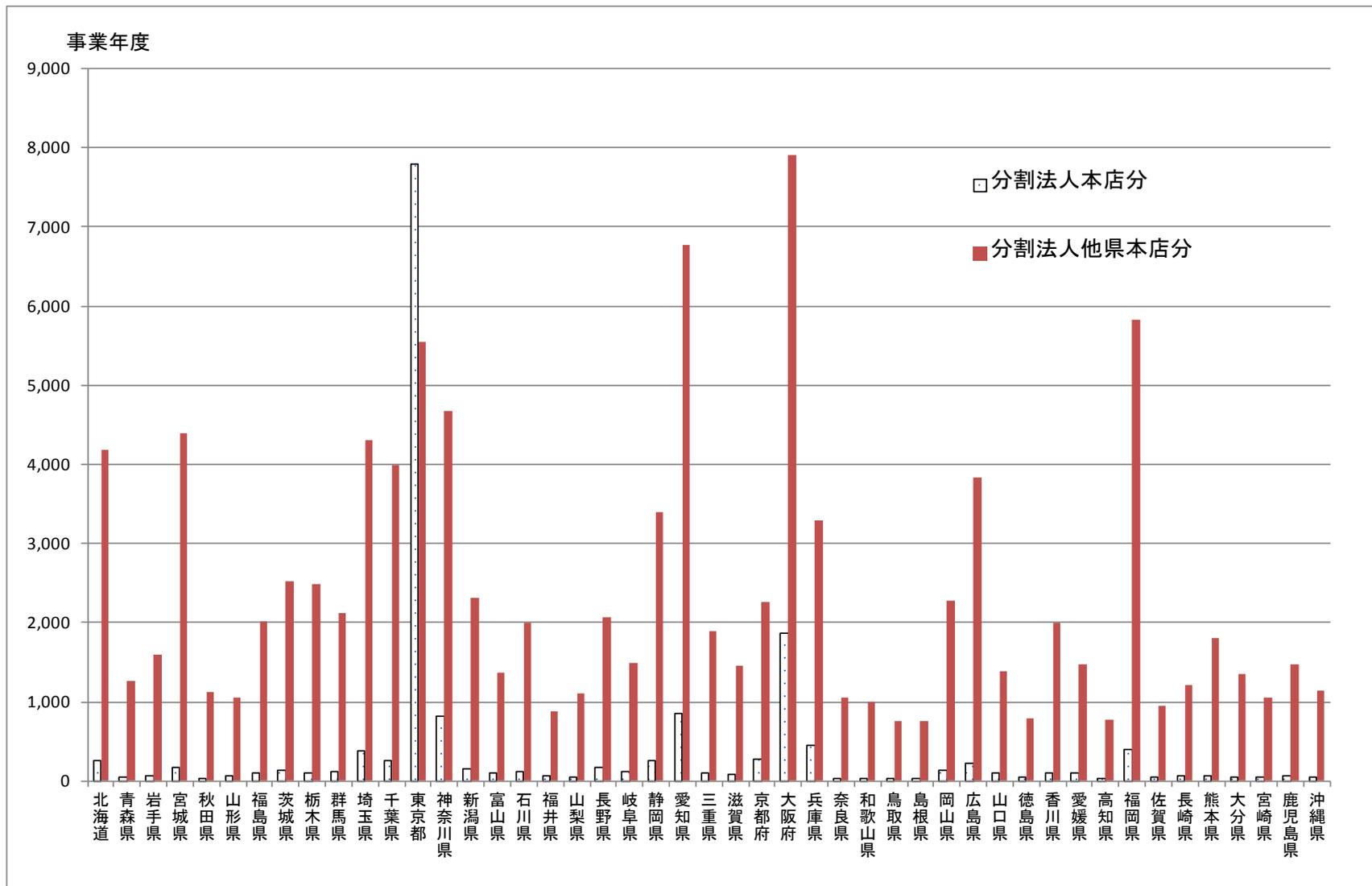
資料)『道府県税課税状況等の調』。

図3 外形対象外分割法人の所得金額(2008年度)



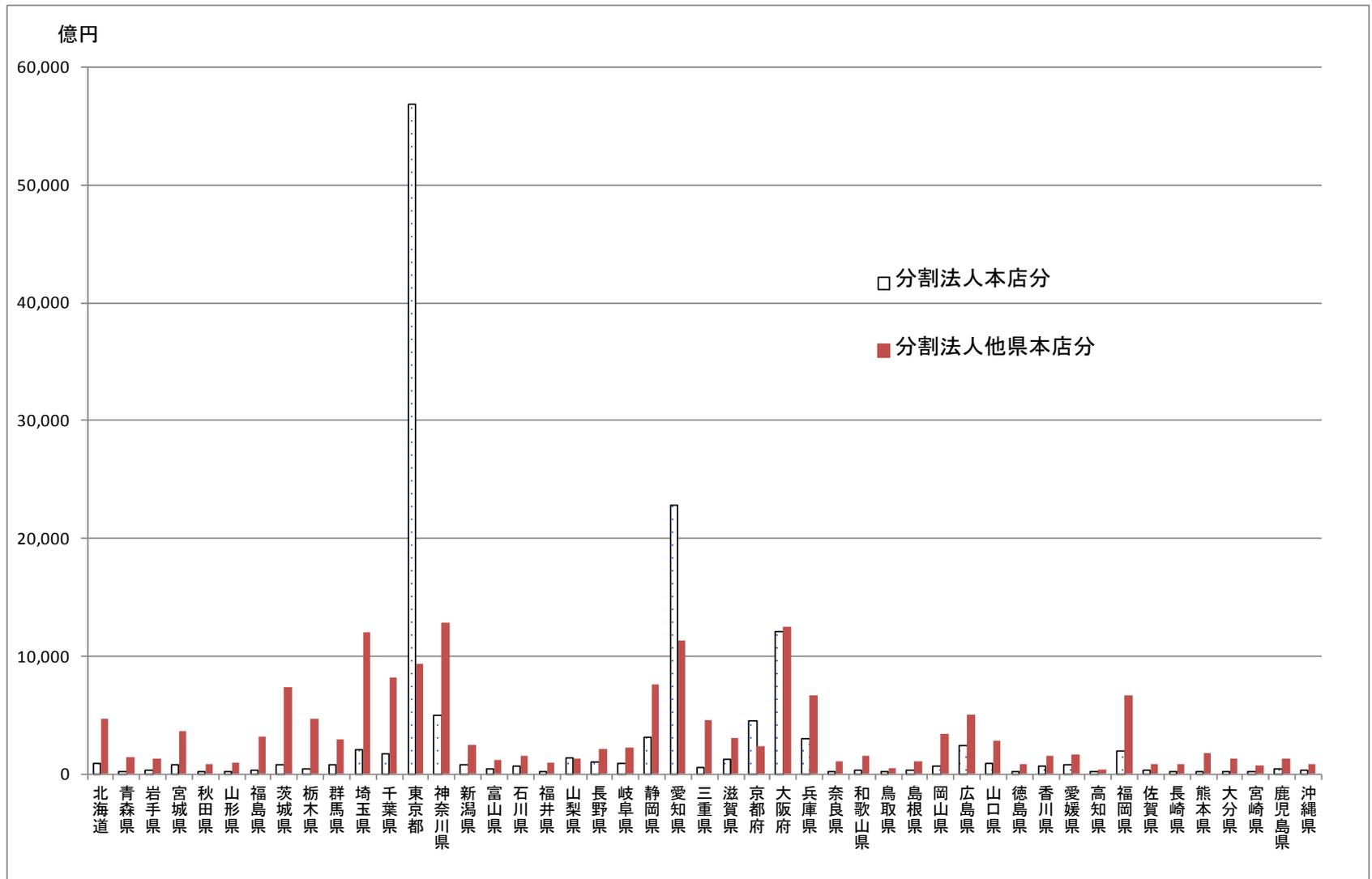
資料) 図2と同じ。

図4 外形対象分割法人の事業年度数(2008年度)



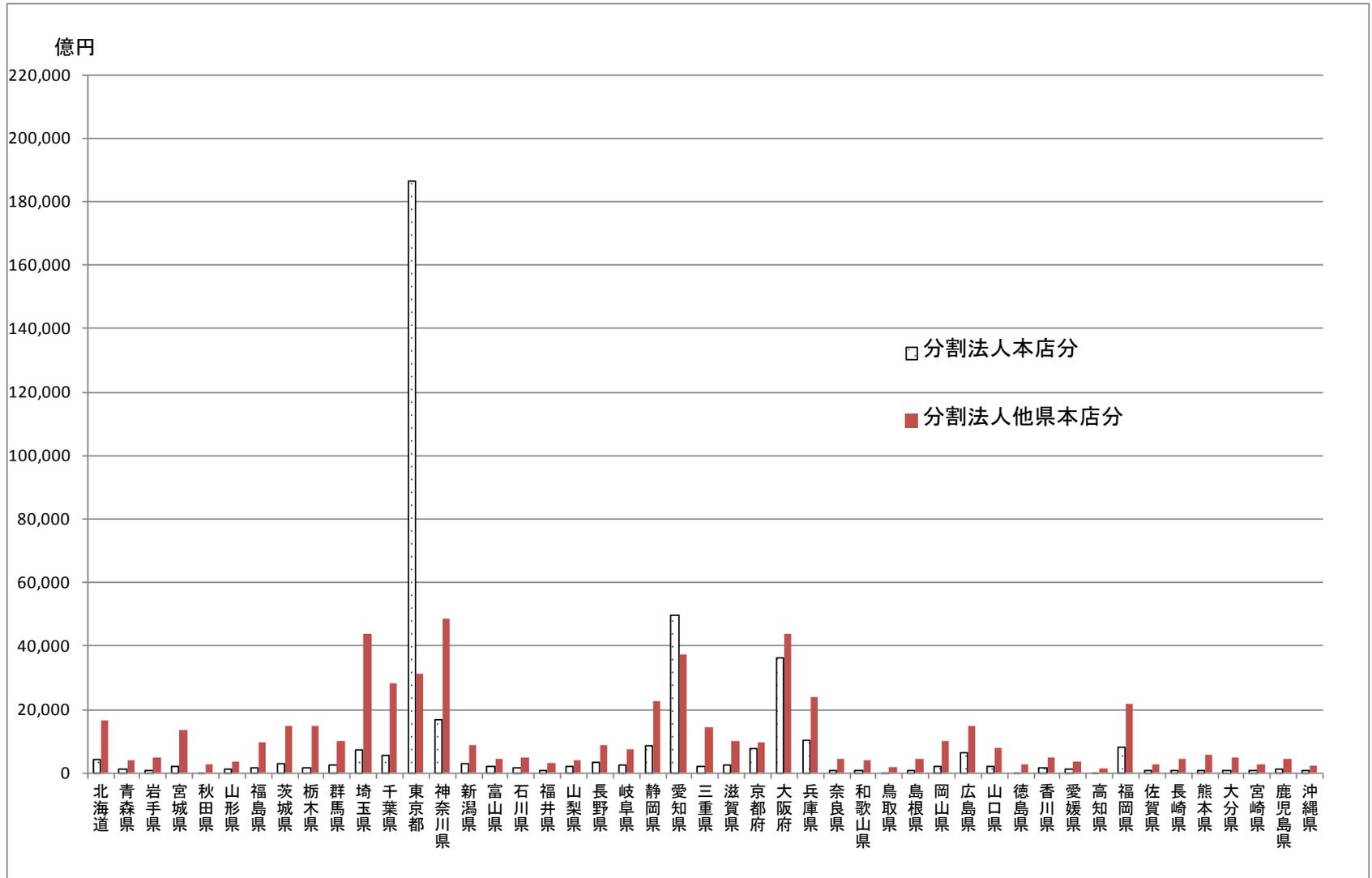
資料) 図2と同じ。

図5 外形対象分割法人の所得金額(2008年度)



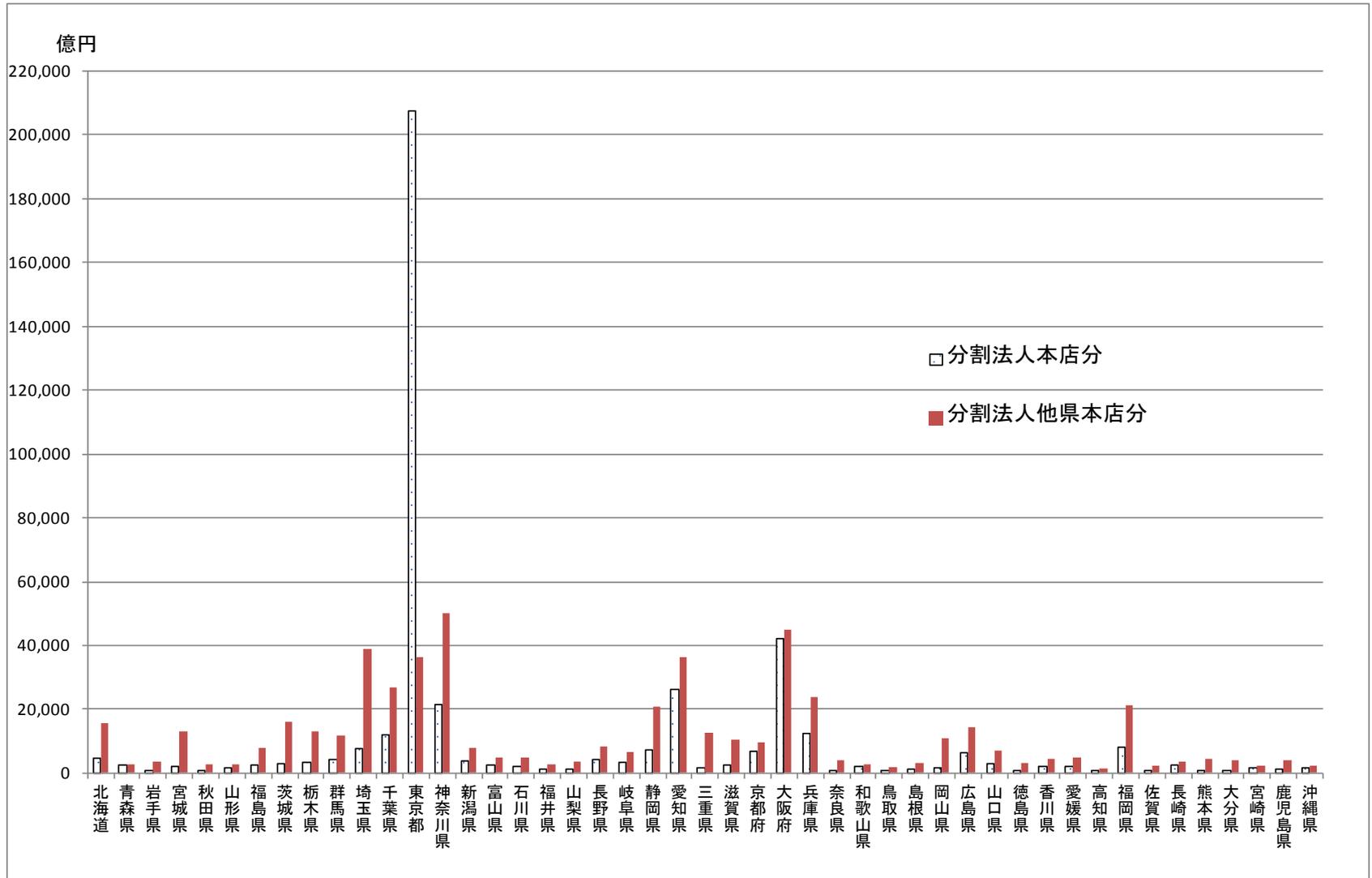
資料) 図2と同じ。

図6 外形対象分割法人の付加価値額(2008年度)



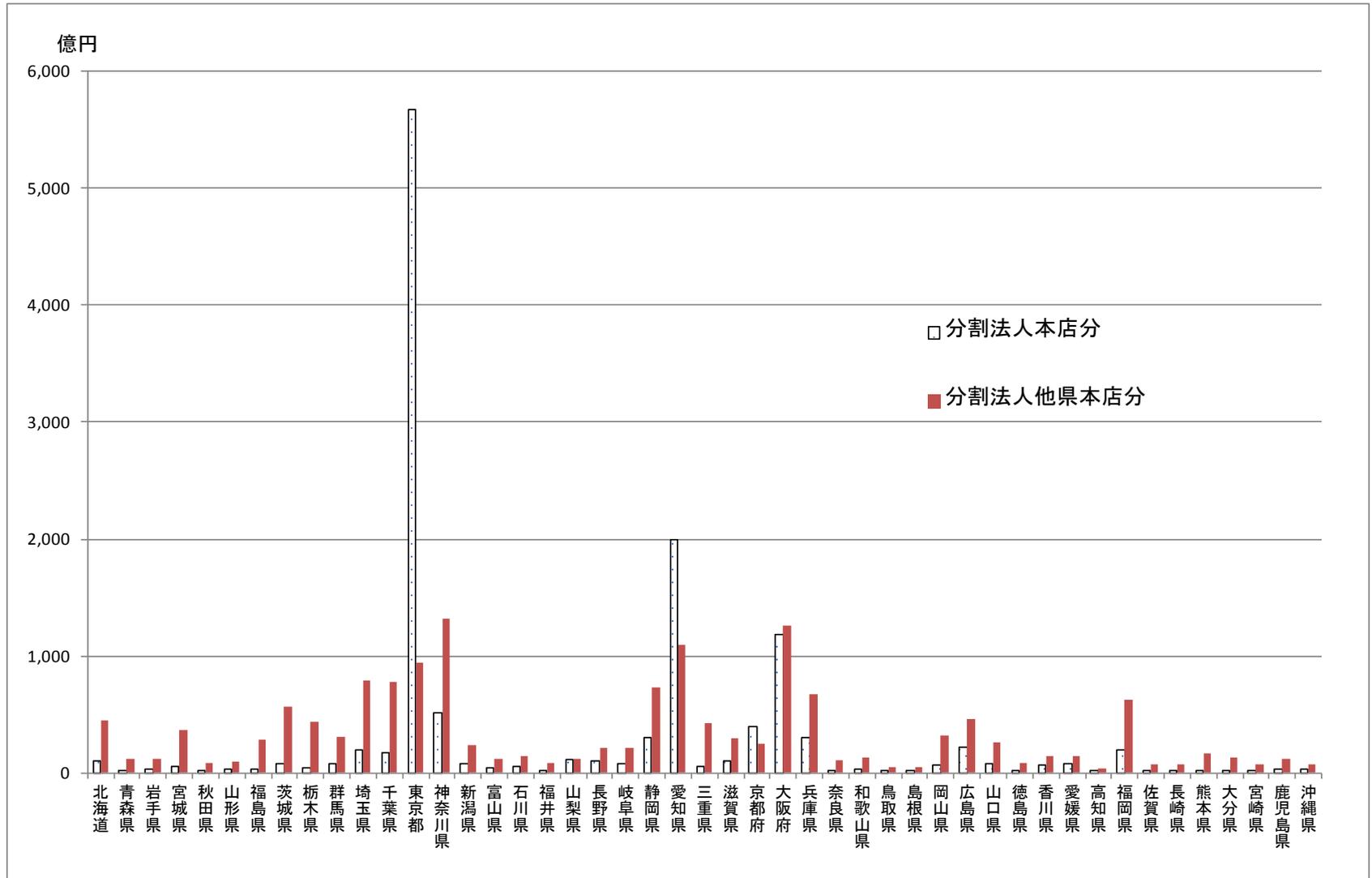
資料) 図2と同じ。

図7 外形対象分割法人の資本金額(2008年度)



資料) 図2と同じ。

図8 外形対象分割法人の税収(2008年度)



資料) 図2と同じ。

図9 分割法人の税収分布のシミュレーション

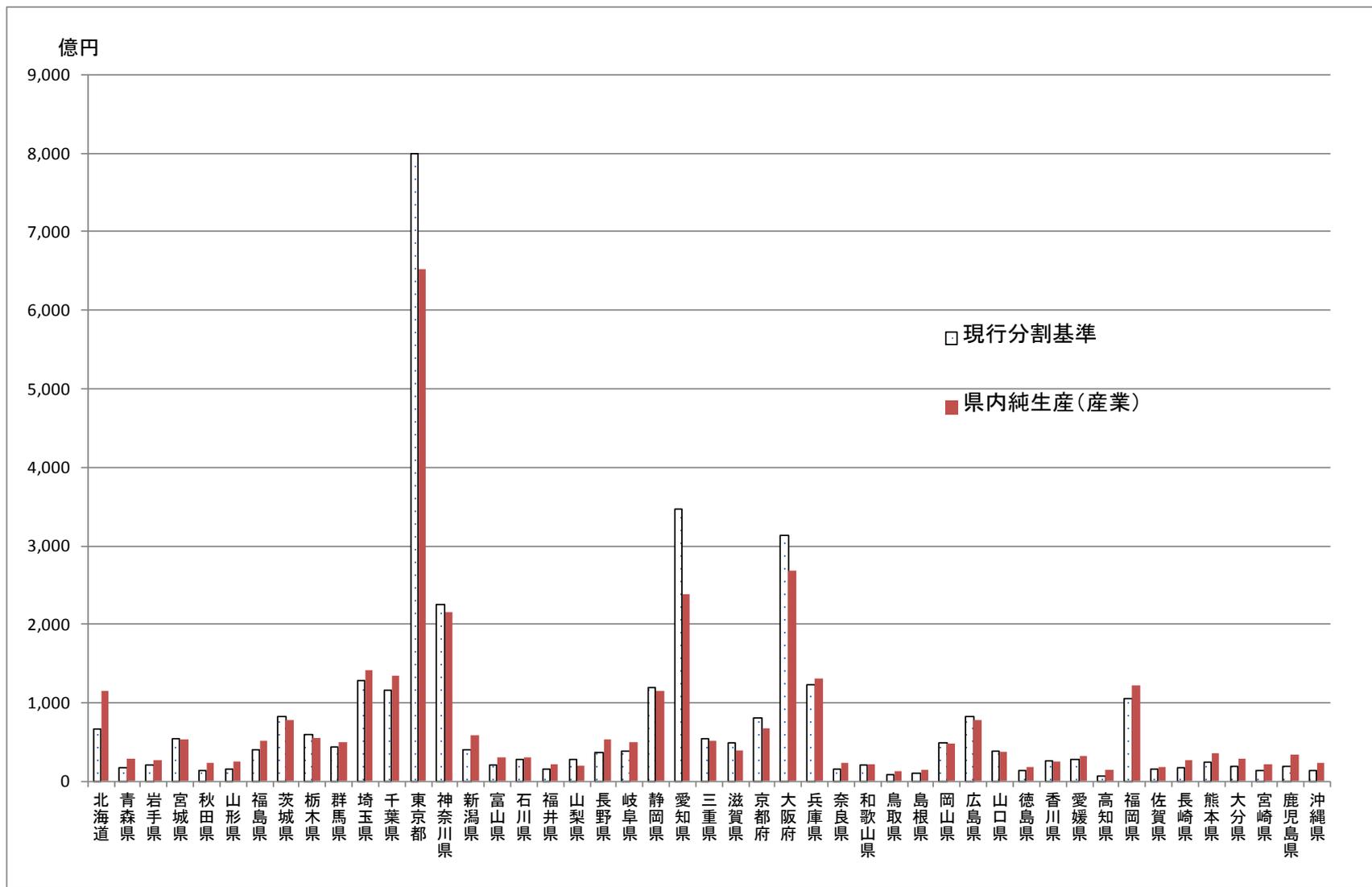


図10 県内法人 税収

